

公的福祉に関する 上院委員会案提出さる

(アメリカ)

就任早々カーター大統領が公的福祉制度の改革プランを示したこと、連邦議会においても新しい見解をもって同制度の改革を促進しようとする関心が高まっている。上院財政委員会では、早くも独自の改革プランをまとめ、現在その審議にとりかかっている。

公的福祉制度の中核をなす公的扶助プログラムを、若干改正しようという下院法案(HR7200)に加えて、上院財政委員会の案は、カーター政府案の目的を妨害するような多くの措置を規定している。この上院委員会案は、社会福祉関係者や組織労働者のうけが悪く、下院案(HR7200)に対する批判からも非常にかけ離れているために、下院での風当たりの強さも当然予想され、それを裏付けるように「われわれは上院とは違う公的福祉改革案を計画したい」とある下院議員は述べている。

大統領案の予想される困難性

1981会計年度までに実施しようとしている政府の新しい公的福祉制度の目的は、明らかに問題に直面している。AFL-CIO執行委員会は、さる8月29日に「カーター案は、貧困者に相当する職と適当な所得を提供することに欠け、また緊急課題である州および市の財政救済について失敗だ」と語った。

さらに執行委員会は、政府案の給付レベルは不適当であり、公共事業職種に関する規定は「慣行賃金よりもむしろ最低賃金の職種に就くセカンド・クラス

の市民のたまり場」を作ることになると主張している。

政府案を審議している上院財政委員会のラッセル・B・ロング委員長は、政府案は国民を公的福祉の扶助をうける境遇から稼得労働者に転向させるという目的を達成できるか否か甚だ疑問だとし、プログラムの必要経費につき、政府推計の307億ドルとは対照的な600億ドルから、1,200億ドルという数字をあげている。なお彼は、政府プログラムは「2~3年間の」試行期間において実験すべきであり、一方、財政委員会のプランは直ちに実施されるべきであると主張した。

下院案HR7200の見通し

下院案は、主にAFDCとSSIプログラムに技術的な改正を行う比較的不明瞭な法案とみなされている。さらに児童福祉とソーシャル・サービスの関係規定およびAFDCのフォスター・ケア・プログラムに基づき、定着が困難な子供の養子斡旋事業に補助金を提供する規定を含んでいる。同法案は335対64の票決をもって6月14日に下院を通過した。

しかし上院財政委員会の審議で、これらの措置は大幅に再検討された。まずAFDCとSSIプログラムについては多くの改正が追加され、次いで養子斡旋事業補助金関係規定および児童福祉サービス関係規定の改正規定を追加し、州ならびに地方政府に対する財政救済に10億ドルを追加した。さらに社会保障年金制度に対する追加資金を提供するための法改正を推進しようとしているようである。

上院委員会の改正点

(AFDC)

I 就労要件

政府案では削除されることになる現行の就労意欲促進プログラム(WIN)に基づき、AFDCの被扶助者は、法令によって除外されないかぎり、人力開

発訓練および雇用サービスのために登録されることを義務づけられる。なお改正案に基づけば、A F D Cの受給資格を継続するために、被扶助者は、雇用活動に登録し参加せねばならない法律による登録から除外されない。また扶助打ち切り前の60日間のカウンセリング期間に関する要件を削除し、労働長官ならびに保健・教育・福祉長官に、W I Nプログラムへの参加を拒否することで、被扶助者が何時まで扶助受給不適格者となるかを決定する権限が賦与される。

この改正案は3つの実験プロジェクトを州に割当てた。1つは州全体にわたるもので、2年以上継続しない。州は公的福祉の資金を公共事業の雇用経費の1部に支払うことができる。プロジェクトの費用は、連邦補助の対象となりうるが、被扶助者がうけとる額は、A F D Cプログラムに基づき被扶助者に別途に支給される額をこえることができない。

別の就労関係の改正で、委員会は、州がA F D Cの給付額決定にさいし、収入とみなさない被扶助者の稼働所得の額を改正した。つまり常用被用者の稼働所得月60ドルまで(パート・タイマーは30ドル)プラス次の300ドルの3分の1、プラスそれをこえる額の5分の1を収入認定から除いた。児童ケアの経費は稼働所得の算定前に控除される。

II 受給の不正および浪費

プログラムの不正受給と浪費軽減のために、多くの改正案が採択された。主な規定は次の通りである：

- (1) プログラム規制を質的に管理することを州に義務づける若干の修正を加えて、現行規則に組込むこと。節約された連邦資金の1部の州保持を認めることで、州のプログラムの行政エラー率を減らすことを奨励している。
- (2) 保健・教育・福祉省の監察官に、州のプログラム規制の質をモニタリングする責任を負わせる。監査官はA F D CおよびS S Iプログラムの不正ケースの数ならびに状況を示す資料を収集する義務を負う。
- (3) A F D Cの被扶助者に写真添付の受給者証明書を発行するための州の経費につき、連邦が75%負担する。現行法下では当該経費の連邦補助は50%である。

る。

- (4) 不正を是正するための措置を含めて、A F D Cの行政経費の75%を連邦が負う。現行法による当該補助率は50%である。

- (5) 扶助申請時に、報告しないで後で発見された稼働所得をも収入認定の対象とする措置をもって、被扶助者に稼働所得を正確に報告させるよう奨励すること。(委員会は、被扶助者が長期にわたってその収入の報告を怠っている場合でも、現行法には罰則がないことに批判的である)

- (6) 当該制度に関する連邦補助を制度開発のための経費について現行の50%から90%に、制度運営のための経費は75%に引上げることで、コンピューターで管理する情報システムを州に開発させ、運営させることを奨励すること。(委員会は、このシステムは正当な給付額の査定、不正や浪費の規制を助成することで、プログラムの策定ならびに評価を改善するだろうと述べている)

III 給付

委員会案は保護的な支給方法および現物給付の取扱いについては、下院法案にはほぼ沿っている。委員会案によれば州は児童に対するA F D C給付を、児童の後見人が金銭の取扱いに無能であると考えられる場合には、第3者に送付することが認められる。また州は、被扶助者の利益にかんがみ、家主、公益会社あるいは食料品店のような第3者に、直接に給付を送付することもできる。

現行法下では、このような支給方法をとられている被扶助者は、州内のA F D C被扶助者数の10%にみたない。だが若干の州の現物給付は、ケース全負担分の10%をこえている。下院法案は、現物給付および保護的支給措置を講じられる被扶助者数を20%に引上げた。上院委員会案は、おおむね下院案と同じだが、これは15%に制限している。

(外国人の取扱い)

公的扶助をうけている外国人の取扱いについて、委員会は、公的扶助をうけることが、将来、出入国管理令の「公の費用」に関する要件を構成するという

改正を承認した。

現行法下では外国人は、合衆国に入国後5年以内に「公の費用」要件を構成する場合、退去を命ぜられる。委員会は、会計検査院の調査が多くの外国人が「公の費用」要件を構成しないという裁判所の判決に基づいて、公的扶助をうけていることを示した。

(児童援助、S S I)

委員会は、AFDCおよび非AFDC受給世帯の両者に対して、児童援助と父親を探し出すサービスに継続して連邦補助を提供するという改正を承認した。SSIプログラムについては多くの技術的改正を行った。この改正の若干は下院通過法案と一致するものであったが、委員会は下院規定の若干を削除した。

(養子、児童福祉)

委員会案は養子斡旋事業に対する補助金、フォスター・ケアおよび他の児童福祉サービス関係の改正を採択した(本誌第39号参照)。

上院委員会案の今後の見通しについては、下院案との協議による妥協等も考えられ、最終的なものと断定できないが有力である。

Congressional Quarterly Weekly Report, Sept. 3, 1977.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

1976年補足給付委員会年次報告書より

(イギリス)

本日発表された「補足給付委員会年次報告書」(Supplementary Benefits Commission Annual Report, 1976)によると、昨年の補足給付請求数は11%増えているが、その主因は失業増加によるという。1976年末現在で、249万世帯(うち168万4千が老齢年金受給者世帯、66万が失業者世帯)が補足給付を受けており、総人口の10分の1が生活保護に頼っている。

しかし、その生活水準は補足給付委員会の目的(被保護者を勤労者と同一の社会システムに参加せしめるに足る最低限の所得を支給すること)を果すに必要な水準以下である。同報告書は、「この人たちの所得水準を引上げる前にやるべきことは、子供をかかえている働く貧困者の援助である」と述べている。

その理由として、一部の勤労者の生活状態は被保護者のそれよりも悪いこと、もし多くの国民が失業している方がよいと考えるようなことは容認できないこと、だとする。

“働く者が損をする扶助行政”といった俗説——戦後の生活保護制度が直面した最大の危機的通説——に対し、同報告書はきっぱりと否定する。

危機の主因は失業者による空前の給付請求増にあり、これが被保護者数を膨張させた。1976年の1年間に275万3千人の失業者が補足給付を支給された。

さらに、片親家庭の給付請求数が増加しており、職権裁量による給付、家賃の支給ならびに不服申立て件数が増えている。一部の地方自治体では、財政支出削減のため、補足給付に期待される貧困家庭への援助を縮少しているところがある。

同報告はいう、「世論の“福祉反発”に加えて、新聞による煽動、それらは